

令和3年(2021年)9月29日

指定居宅介護支援事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、令和3年9月27日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：株式会社ルシェルシュ・クリエ

所在地：札幌市中央区南10条西15丁目1415番地19

代表者：代表取締役 伊藤 秀敏（いとう ひでとし）

2 事業所名

事業所名：ケアプランセンター a m i

所在地：札幌市中央区南10条西15丁目1番16号 さいとうスタジオコート205

3 事業の種類

居宅介護支援（平成31年1月1日指定）

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定居宅介護支援の指定の全部の効力の停止（5か月間）

(2) 期間

令和3年9月27日から令和4年2月26日まで

5 行政処分の理由

不正または著しく不当な行為（介護保険法第84条第1項第11号）

当該法人が運営する通所介護・第1号通所介護事業所「デイサービスMIO」の請求において、管理者から実際にサービス利用がない日にも請求を行なっていることを聞いていたにもかかわらず、実績等を確認せず、著しく給付管理を怠り、法人代表が介護支援専門員として担当する利用者6名の令和2年11月から令和3年4月利用分の通所介護費の請求について、不当に利用回数を増回した実績報告に基づいた給付管理票を作成し、通所介護費の不正請求をほう助した。